

令和2年4月27日

各施設管理者 様
各指定介護事業所管理者 様
各指定障がい福祉サービス等事業所管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部
高齢施設課長
事業者指導担当課長
大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

高齢者福祉施設等の利用者並びに職員が
新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における報告の徹底等について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

さて、高齢者福祉施設及び介護サービス事業所並びに障がい福祉サービス事業所（以下「高齢者福祉施設等」という。）の利用者や職員で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は感染が疑われる者^(※)（以下「感染等事案」という。）が発生した場合、速やかに指定権者である本市への報告を行っていただいているところですが、この間、報告の遅れや漏れが散見されます。

感染等事案が発生した場合には、保健所との連携や高齢者福祉施設等内での情報共有、感染症対策を優先していただきながら、速やかに下記の報告先へお電話等いただきますようお願いいたします。

また、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡別紙「社会福祉施設等における感染防止に向けた対応について」の再徹底をお願いするとともに、併せて職場内外でも感染拡大を防ぐ取組（換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応）もお願いします。（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>）

※感染が疑われる者

高齢者福祉施設等の利用者や職員であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者や職員については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

記

【報告先】（ファックスによる受付は行っていません）

※平日の9:00～17:30まではこちら

○大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）

電話：06-6241-6310

（ガイダンスが流れた後「6」を押してください）

○大阪市福祉局障がい者施策部 運営指導課

電話：06-6241-6527

（ガイダンスが流れた後「4」を押してください）

※上記以外の時間帯はこちら（介護・障がい共通）

○メールアドレス：corona-kaigo@city.osaka.lg.jp

下記ホームページから「メール報告様式」及び「記入例」がダウンロードできます

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000497459.html>